

富士市中小企業等D X推進事業支援補助金交付要領

令和8年3月27日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、物価高騰の中、中小企業者等の生産性の向上による経営の安定や強化を図るため、D X推進事業を行う中小企業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (2) デジタルツール 業務の効率化、生産性の向上を目的として、デジタル化を推進するために利用されるソフトウェアをいう。
- (3) デジタルツール導入事業 デジタルツールの導入に係るコンサルティングを含む事業であって、ソフトウェア(別に定める汎用性のあるものを除く。以下同じ。)の購入・利用(月額利用料や初期費用を含む。)、システム開発(既製品のカスタマイズを含む。)及びソフトウェアの導入(初期設定費、既存システムとの連携費用など)を行うものをいう。
- (4) デジタル人材 デジタルツール等のデジタル技術を活用し、業務の効率化、生産性の向上、ビジネスモデルの変革等を創出することができる人材をいう。
- (5) デジタル人材育成事業 デジタル人材の育成を目的として自社の従業員にソフトウェア技能等を習得する研修を受講させる事業であって、別に定める研修に該当するものをいう。
- (6) D X推進事業 デジタルツール導入事業及びデジタル人材育成事業をいう。
- (7) 支援機関等 富士市地域産業支援センター、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業等のデジタルツール導入に関する支援を行う者をいう。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、支援機関等の支援を受けてD X推進事業に取り組む市内に本社又は主たる事業所がある中小企業者等で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 納期が到来した市税を完納している者
- (2) 富士市暴力団排除条例(平成24年富士市条例第2号)第2条第3号に該当しない者及びこれらの者と密接な関係を有しない者

(3) 他の同種の補助金等の申請又は交付を受けていない者

2 補助金の交付は、一の年度において、デジタルツール導入事業及びデジタル人材育成事業のそれぞれにつき各1回限りとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、DX推進事業とする。ただし、同趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、当該事業は、交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) デジタルツール導入事業 50万円

(2) デジタル人材育成事業 20万円

2 前項各号に掲げる事業を併用した場合の補助金の額は、50万円を限度とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施前に、富士市中小企業等DX推進事業支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 支援機関等確認書（第3号様式）（デジタルツール導入事業の場合のみ）

(3) 収支予算書（補助対象経費の金額の根拠となる資料を添付すること。）

(4) 申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し

(5) 市税完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市中小企業等DX推進事業支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 令和9年2月28日までに補助事業を完了すること。

(変更の承認申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市中小企業等DX推進事業支援補助金変更承認申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市中小企業等DX推進事業支援補助金変更承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、富士市中小企業等DX推進事業支援補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第8号様式)
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (4) 補助事業の成果品、事業過程等の写真又は写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市中小企業等DX推進事業支援補助金交付確定通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 補助対象経費（第5条関係）

デジタルツール導入事業	
補助対象経費 (区分)	内 容
デジタルツール導入費	デジタルツールの定義に含まれるデジタルツールの導入に係るコンサルティングを含む事業であって、ソフトウェアの購入・利用やクラウドの利用（月額利用料や初期費用を含む。）、システム開発（既製品のカスタマイズを含む。）及びソフトウェアの導入（初期設定費、既存システムとの連携費用など）を行うもの ※ 月額利用料等は、3か月分までを対象とする。
(参考) 想定される導入例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産工程管理システムに係る経費 ・ 施工管理システムに係る経費 ・ 販売管理、需要予測、在庫最適化システムに係る経費 ・ 配送管理、運送ルート、積載計画の最適化システムに係る経費 ・ 会計、財務、経営等の事務業務に係る生産性向上への寄与が認められる経費 	
(参考) 対象外となる経費例 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハードウェアの導入に係る経費 ・ コンサルティングを含まない経費 ・ 別に定める汎用性のあるソフトウェアに係る経費 ・ 対外的に無償で提供されているものに該当する経費 ・ 中古品のソフトウェア等に係る経費 ・ 恒常的に利用されないソフトウェア等に係る経費 ・ ポイント・クーポン等（現金に交換可能なものを含む）の発行・利用を行うことで購入、利用した経費 ・ コンサルティング等に伴う交通費や宿泊費等の経費 	

デジタル人材育成事業	
補助対象経費 (区分)	内 容
デジタル人材育成事業費	デジタル技術を活用した業務の効率化、生産性の向上、ビジネスモデルの変革等を目的として自社の従業員にソフトウェア技能を習得する研修を受講させる事業であって、別に定める研修に該当するもの
(参考) 想定される導入例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県立工科短期大学校、ポリテクセンター静岡、静岡県立大学、公益財団法人静岡県産業振興財団、その他民間教育事業者が実施する研修の受講料 ・ 研修主催者の指示により購入した書籍代及び教材費 	
(参考) 対象外となる経費例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得を目的とする研修の受講料 ・ 受講者本人が負担する研修の受講料 ・ 国や地方公共団体等から補助金を受けている研修の受講料 ・ 受講者本人が任意に購入した書籍及び教材費 	

※ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社又は役員及び役員に準ずる者等）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に要する経費は対象外（「会社」には個人事業者、法人、団体等を含む。）